

2020年1月1日発効

UPM サプライヤーおよび第三者規範  
グループエグゼクティブチーム承認済み

## UPM サプライヤーおよび第三者規範

### はじめに

UPMは信頼できるビジネスパートナーになることを目指しており、責任感のある倫理的な慣行が、UPMと利害関係者双方にとって長期的な価値を生み出すと考えています。UPMは、高潔さへの取り組みを行動規範に記載しました。UPMの基本原則は、いかなる状況でも、高潔さの基準を妥協しないことであり、サプライヤーと第三者の仲介者にも同様の基準を満たすことを期待しています。

すべてのUPM サプライヤーおよび第三者の仲介者（UPMを代表して業務を行う代理店、アドバイザー、合弁企業のパートナー、現地パートナー、販売会社など）は、本UPM サプライヤーおよび第三者規範に定める基準に従うか、または自らの行動規範や企業指針に定める同様の基準に従っていることを示す必要があります。

UPM サプライヤーおよび第三者規範では、すべてのサプライヤーと第三者に求める最低限の行動レベルを規定しています。さらに、特定の材料やサービスに関する追加的な要件も存在します。

UPM サプライヤーおよび第三者規範は、国連グローバルコンパクト・イニシアチブの10原則、ビジネスと人権に関する国連指導原則、労働における基本的原則および権利に関する国際労働機関（ILO）宣言に基づいています。

本サプライヤーおよび第三者規範の最新版は、UPMのWebサイトから入手できます。

### 1. 高潔さへの取り組み

UPM サプライヤーおよび第三者は、以下を行うものとします。

- すべての適用法令と規制を遵守する。
- サプライヤーまたは第三者が本サプライヤーおよび第三者規範を遵守できない場合は、UPMの担当者にただちに通知する。

### 2. 人々と人権の尊重

UPM サプライヤーおよび第三者は、以下を行うものとします。

- 思想、意見、表現、宗教の自由などの普遍的な人権を尊重し、人種、年齢、国籍、性別、性的指向などに基づいた差別またはいかなる形態のハラスメントも行わない。
- 労働時間および報酬に関する現地の法律、結社の自由、および団体交渉権を尊重する。

- 児童の権利を尊重する。児童労働を使用せず、これを認めない。現地法が定める最低年齢、または国際労働機関（ILO）が定める最低年齢の15歳のうち、いずれか高い方の年齢基準を遵守する。
- 業務または活動において、いかなる形態の強制労働も使用されず、認められないことを確実にする。
- 業務の影響を受ける従業員や訪問者などの人々の健康、安全、セキュリティを確実に保護する。
- UPMの施設で働く、または施設を訪問する際、UPMの安全要件を遵守し、安全に関する必要な研修を実施する。

### 3. 環境への影響や製品の安全性への配慮

UPM サプライヤーおよび第三者は、以下を行うものとします。

- 土壌、水、生物学的多様性、気候、大気などの環境への悪影響を最小限に抑える。
- 適用される法律およびメーカーの指示に従って廃棄物を管理する。
- 製品が意図した用途で安全に使用できることを確実にする。

### 4. いかなる汚職や贈収賄も許可しない

UPM サプライヤーおよび第三者は、以下を行うものとします。

- いかなる状況でも、直接的または間接的に、公人または私人への賄賂の支払い、贈与、提供または承認を行わない。
- いかなる状況でも、直接的または間接的に、当事者から賄賂の受領、催促、または承認を行わない。
- いかなる状況でも、いかなる形態の汚職またはその他の不適切もしくは違法な事業慣行（強要、横領または詐欺など）にも従事してはならない。
- 業務における汚職や贈収賄を防止する適切な手順を維持する。

### 5. ビジネスの透明性

UPM サプライヤーおよび第三者は、以下を行うものとします。

- 適用法のもとで正式に設立され合法的に存続する法人となる。
- 事業を行い、UPMと契約を結び、それに従って義務を履行する権利を持つ。
- 発生する可能性のあるリスクを認識し、適切なリスク緩和措置を導入し、それらのリスクがUPMの事業に影響を及ぼす可能性がある場合にはUPMにただちに通知する。
- 適用されるすべての税法を遵守し、当局が設定したすべての税金およびその他の公的な支払いを行う。
- 適用されるすべてのマネーロンダリング防止法と貿易制裁制度を遵守する。
- UPM サプライヤーまたは第三者の仲介者としての活動に関して、実際の利益相反またはその可能性をUPMに開示する。これには、サプライヤー／第三者の仲介者の従業員とUPMとの間の個人的関係、およびUPMの従業員がサプライヤー／第三者の仲介者の事業に関して有する実質的な金銭的利害関係が含まれる。

## 6. 競争法の遵守

UPM サプライヤーおよび第三者は、以下を行うものとします。

- 適用されるすべての競争法を遵守するとともに、競争を歪めると見なされる可能性があるお客様、販売会社、サプライヤーなどのビジネスパートナーとの契約締結、取引慣行、会合への参加、またはその他の反競争的行為をしない。

## 7. 資産と情報の保護

UPM サプライヤーおよび第三者は、以下を行うものとします。

- UPM の資産を大切に扱う。
- UPM の機密情報を不正使用や開示から保護する。
- 適用法令に従って個人データを処理する。
- UPM の承認を得ることなく、UPM に関する発表、プレスリリース、またはその他の開示情報を公開しない。
- UPM およびその他の当事者の知的財産権を尊重する。

## 8. 取引相手を知る

UPM サプライヤーおよび第三者は、以下を行うものとします。

- ビジネスパートナーを把握し、慎重に選択することで、不法な事業活動に関与するリスク、または本サプライヤーおよび第三者規範の要件に違反するリスクを特定および緩和する。
- 本サプライヤーおよび第三者規範または同様の基準に規定されている要件を、サプライチェーンにおけるその他の当事者にも適用するよう努める。
- すべての商取引について、完全で正確な記録を保持する。

## 9. 利害関係者や社会との関与

UPM サプライヤーおよび第三者は、以下を行うものとします。

- 利害関係者と率直に透明性をもってコミュニケーションし、利害関係者との対話を促進する。

## 10. すべての人に関わるコンプライアンス

UPM サプライヤーおよび第三者は、以下を行うものとします。

- 対話を通じて、および UPM が必要と見なす場合はオンサイト監査を通じて、本サプライヤーおよび第三者規範の遵守状況の検証を UPM に許可する。当該監査は、合理的な通知を与えたうえで、UPM の社内外のリソースによって実施される。
- UPM の調査に正確かつタイムリーに対応する。
- 法律もしくは本サプライヤーおよび第三者規範に違反した場合、または是正措置を取ることに失敗した場合、UPM はこれを契約違反と見なし、サプライヤーまたは第三者との取引関係を打ち切る権利を有することを理解する。
- 従業員が匿名で、不正行為に関する懸念の提起、改善案の提案、一般的なフィードバックの提供を行えるようにする。

2020年1月1日発効  
UPM サプライヤーおよび第三者規範

- 取引関係または UPM に影響を与える可能性がある、本サプライヤーおよび第三者規範の違反の疑いまたは実際の違反を発見した場合、UPM 担当者にただちに報告する。不正行為の報告（UPM の従業員に関するものを含む）は、以下を通じて匿名で行うことができます。

Web : [www.upm.com/reportmisconduct](http://www.upm.com/reportmisconduct)  
電子メール : [reportmisconduct@upm.com](mailto:reportmisconduct@upm.com)  
郵送 : UPM-Kymmene Corporation  
Head of Internal Audit/Complaint  
P.O.Box 380  
FI-00101 Helsinki  
Finland

UPM は、不正行為の報告を慎重に確認し、可能な限り最大限に極秘に取り扱います。